

公園照明 L E D 化 E S C O 事業
提案募集要領

令和 6 年 1 2 月
広島市

公園照明LED化ESCO事業提案募集要領

目次

1	募集の趣旨	1
2	事業概要	1
3	事業者の行う業務範囲	2
4	事業場所	4
5	契約者	4
6	優先交渉権者決定からESCOサービス開始までのスケジュール（予定）	5
7	応募条件	5
8	応募に関する留意事項	7
9	事業者選定の流れ	7
10	事業全体スケジュール（予定）	8
11	配布資料	11
12	提案書における提示条件	12
13	提案提出書類・作成要領	12
14	審査及び審査結果の通知	15
15	事業実施に関する事項	17
16	契約に関する事項	20
17	LED公園照明灯の灯具仕様共通事項	20
18	LED公園外灯の灯具仕様	21
19	LED施設照明（便所・建物）の灯具仕様	21
20	LED屋外スポーツ照明の灯具仕様	21
21	工事に関する仕様	22
22	工事計画	22

1 募集の趣旨

広島市では、令和5年3月に改定された、広島市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）において、令和12年度までに、特別な支障がない限り、市有施設の全ての照明をLED照明に更新することとしている。

一方で、広島市が管理している公園外灯、施設照明（便所・建物）及び屋外スポーツ照明（以下「公園照明灯」という。）は約1万8千灯あるが、LED化は約17%（約3千灯）の進捗率に留まっていることに加え、公園照明灯に多く使われている水銀灯については、「水銀に関する水俣条約」により令和3年1月以降の製造や輸出入が禁止されたこと、また、蛍光灯については令和9年に生産が終了予定であることから、速やかにLED化に取り組む必要がある。

実行計画では、市有施設のLED照明への更新に当たり、効率的に更新するため、「広島市公共施設等ESCO事業導入ガイドライン」に基づき、ESCO事業等の手法を積極的に活用することとしている。

本事業は、以上の趣旨と目的に合致する優れた民間事業者の提案を受けるため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（以下「優先交渉権者」という。）は、本市と事業契約の締結に向け協議を行い、合意に至った場合、本事業に係る事業契約を締結し、本事業を実施するものとする。

ただし、本事業の契約は予算の成立及び広島市議会の議決（広島市議会の議決を要する場合）を条件とするものであり、各条件が不成立になった場合には、本事業は提案を募集したことに留まり事業化はされないこととなる。

2 事業概要

(1) 事業名称

公園照明LED化ESCO事業

(2) 契約方式及び契約期間

契約方式 ESCO契約（ギャランティード・セイビングス（自己資金型）契約）

契約期間 契約締結日から令和19年3月31日まで

ESCO事業のサービス期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで

(3) 事業対象

本事業の対象施設は、別紙「公園照明灯数量表」のとおりとする。

(4) 事業費限度額

2,044,131,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(5) 事業内容

事業者は、本市が管理する公園照明灯の実際の設置状況を踏まえ、自ら行った提案を基に、ESCO事業による公園照明灯LED化工事及び省エネルギー量計算、維持管理サービス等、本市と合意した内容でESCO契約（以下「本契約」という。）を締結し、本契約期間内において、LED公園照明灯設備等（以下「ESCO設備」という。）を善良なる管理者の注意義務を

もって、設置、管理するとともに、以下の各種サービスを提供するものとする。

ア 現地調査

イ 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

ウ 公園施設管理システムのデータベースに取り込むデータファイルの提供、公園照明灯設備台帳の作成

エ 公園照明灯管理プレート等の設置

オ E S C O設備の設置に関わる施工計画の策定及び施工・施工管理

カ 既設公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

キ E S C O設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ク 省エネルギー量の計測・検証

ケ その他

3 事業者の行う業務範囲

事業者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 現地調査

次に掲げる内容について現地調査を行う。

ア 本市が貸与する既設公園照明灯の位置図等の情報を基に、所在地、灯柱の形状、管理番号など、施工や維持管理上必要となる各種情報の調査を行う。

イ 既設設備の灯具や使用しているランプ等の種類、引込方法（単独、分電盤）など、具体的な設備の調査を行う。

(2) 電力契約照合、電力契約申込、共架申請

ア 電力会社と緊密に連携し、既設設備に関する電力契約の調査照合

イ 既設設備に関する電力契約の調査照合の結果と現地調査結果の突合

ウ 電力契約と既設設備との数量相違の把握・整合（公園照明灯があつて電力契約のないもの電力契約があつて公園照明灯がないものを選別し、電力会社及び本市と緊密な協議を行い、両者の整合を図る。）

エ 公園照明灯 L E D 化に伴う契約変更の申込み及び現地調査で把握した契約相違に関わる新設又は減設申込

(3) 公園施設管理システムのデータベースに取り込むデータファイルの提供、公園照明灯設備台帳の作成

ア 事業者は、本市が運営している公園施設管理システム（以下「管理システム」という。）のデータベースに取り込むデータファイルを提供する。なお、管理システムに取り込むデータ処理については本市が行う。

イ 管理システムで管理する必要事項は①から⑤とする。

① 位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号（中電柱及び NTT 柱）等）

② 設備情報（灯具仕様、灯柱形状、施工者名等）

- ③ 電力契約情報（店所番号、契約名義、お客様番号、請求番号、請求種別、契約容量、契約灯数、引込状況等）
- ④ 修繕及び移設等記録（作業年月、修繕内容及び移設情報等）
- ⑤ その他（見取図、LED公園照明灯写真等）

ウ 管理システムに取り込むデータファイルは地図情報付きデータファイル（SHAPE 形式）、もしくは座標付きのデータファイル（EXCEL、CSV等）とし、年に1回程度納品すること。

エ 事業者は、更新したデータベースからLED照明設備をまとめた台帳を作成すること。

オ 整備した台帳はPDF等電子媒体として本市に提出すること。

(4) 公園照明灯管理プレート等の設置

ア 既設公園照明灯の管理番号を新たにふり直し、管理プレート等を設置すること。

イ 本契約期間中において、本市が新設したLED公園照明灯や、開発行為等により公園管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED公園照明灯についても、管理プレート等を設置すること。

ウ 管理プレートの材質は、耐候性能があり、錆の発生のないものとする。

エ 管理プレートの刻字は、刻字機等により彫刻する方法とし、劣化がほとんどなく、文字の視認が容易であること。

(5) ESCO設備の設置に関わる施工計画の策定及び施工・施工管理

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア LED化のメリットを最大限に享受できる施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

イ 近隣住民や交通に配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

ウ 作業者の安全に十分配慮した施工計画の策定及び施工・施工管理の実施

(6) 既設公園照明灯のリサイクル・廃棄処分

関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、以下について実施すること。

ア リサイクルや廃棄処分に関する施工計画を策定すること。

イ 撤去した設備（灯具（グローブ、ガラス、ランプ）、安定器、その他部品等）については、環境保護の観点から原則、再利用し、撤去した設備は項目ごとにリサイクルの具体的な方法について報告すること。また、廃棄する場合は、関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守し、処分すること。なお、廃棄したものについても再利用のものと併せて報告すること。

(7) ESCO設備の維持管理・保証（無償修繕等）

ア 事業者は、本市等からの修繕連絡に基づき、ESCO設備を調査し、修繕を行う。

イ 事業者は、本市からのESCO設備に関する新設・撤去・移設等の連絡に基づき、管理システムのデータベースを更新する。また、アの修繕結果についても同様とする。

ウ 事業者は、本市が新設したLED公園照明灯や、開発行為等により公園管理者以外のものが設置し、本市に移管されるLED公園照明灯についても、管理システムに反映し、契約終了まで維持管理を行う。なお、維持管理の追加となる公園照明灯は300灯程度（年間概ね30灯）を予定している。

エ 事業者は、本市等からの修繕連絡を受け付けるため、専用電話回線を備えたコールセンター等を設置し、平日の少なくとも午前8時30分から午後5時15分まで受け付けること。

なお、修繕は依頼を受けた日から起算して、平日において原則5日以内に実施するものとする。

オ 緊急的な初動対応が必要な場合（公園照明灯が倒壊したときや施設照明が落下した等）は、直ちに応急処置を実施する。その際生ずる費用は、その損害の原因により次のとおりそれぞれ負担することとする。

① 事業者が費用負担する場合

- a E S C O設備の製品としての不具合による故障
- b 火災、落雷、破損、雪害・風害、台風等による洪水・土砂崩れ等の水害、車両の接触・衝突、いたずら・破壊行為、電氣的・機械的事故など、偶然、外来かつ急激な事故によって生じた損害

② 市が費用負担する場合

- a 清掃、近接樹木の伐採、除雪など本市の依頼による作業者の責による損害
- b 地震、噴火及びこれらに起因する津波による損害
- c 戦争、暴動・変乱による損害
- d その他上記①以外で、事業者の責に因らない損害

カ 事業者は、本市が市民等から受け付けた陳情（まぶしい、暗い等）について、遮光板（又はルーバー等）を取り付ける又は灯具の変更等を行う等の対応を行う。

キ 事業者は、E S C O設備について、自己の負担で保険に加入することを認める。ただし、加入する種類、内容は本市と協議の上定めるものとする。

(8) 省エネルギー量の計測・検証

ア 事業者は、提案により示した電気料金削減額、及び削減保証額が確実に守られていることを証明するための適切な検証手法を本市に提示し、本契約期間中において、定期的にE S C Oサービス導入によるコスト削減効果の検証を行うものとする。

イ 事業者は、アの検証の結果及び修理・交換等の記録を毎年本市に報告し、本市の確認を受けること。

(9) その他

既にLED化されている公園照明灯については、LED化工事を行う必要はないが、現地調査や電力契約の照合を行うものとする。また、既にLED化されている公園照明灯は本事業の維持管理の対象に含めるものとする。

4 事業場所

広島市内（以下「市内」という。）

5 契約者

広島市

6 優先交渉権者決定からESCOサービス開始までのスケジュール（予定）

- | | |
|------------------|---------------------|
| (1) 優先交渉権者の決定・通知 | 令和7年3月下旬 |
| (2) 協定書の締結 | 令和7年4月上旬 |
| (3) 詳細協議、現地調査等 | 令和7年4月上旬～令和7年5月中旬 |
| (4) ESCO契約の締結 | 令和7年6月下旬 |
| (5) 工事等の期間 | 令和7年7月上旬～令和9年3月下旬 |
| (6) ESCOサービス期間 | 令和9年4月1日～令和19年3月31日 |

7 応募条件

(1) 応募要件

- ア 本事業を行う能力を有する単独企業あるいはグループ（複数の企業体）とする。
- イ グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との連絡窓口となり、事業の遂行の責を負う。
- ウ 参加表明時は、応募者の構成員全てを明らかにし、その役割分担を明確にする。
- エ 応募者は、応募を含むそれ以降の提案及び契約等に関する諸手続を行う。
- オ ESCO提案提出後において、事業運営を目的とした特定子会社等を設立することも可能とする。ただし、設立条件などに関しては、本市と協議した上で合意を得る必要がある。

(2) 応募者の役割

- ア 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は各構成員が以下の役割を分担するものとする。
 - ① 事業役割・・・本市との対応窓口となり、契約等の諸手続を行い、事業遂行の責を負う。
 - ② 施工役割・・・施工に関する業務を全て実施する。
 - ③ 維持管理役割・・・維持管理に関する業務を実施する。
 - ④ その他の役割・・・上記①～③以外の関連業務を実施する。
- イ 応募者は、各役割でそれぞれ事業者が異なる場合、各事業間の役割に関する合意書を別途、本市に提出すること。なお、その合意書には、役割の構成事業者全員が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

(3) 応募者資格

- 応募者の資格要件は、次のとおりとする。なお、グループの場合、構成員としてこれらの要件を満たすこと。
 - ア 参加表明書及び資格確認書類により、本募集要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
 - イ ESCOサービス導入によるコスト削減効果及び省エネルギー量の効果検証手法を提案できる者で、削減量が達成できない場合は、保証措置を講じることができる者であること。
 - ウ 公園照明灯LED化後の省エネルギー量及びコスト削減効果を計測・検証することができる者であること。

エ 本事業を円滑に行うため、事業運営、維持管理、システムサポートの三業務を迅速に対応ができる者であること。

オ 施工役割を担う者は、参加表明書提出時に、令和５・６年度広島市建設工事競争入札参加資格で認定工種「電気工事」に登録されている者であること。

カ 応募者の構成員のうち少なくとも１者は、事業役割として、防犯灯又は道路照明灯又は公園照明灯に係るＥＳＣＯ事業（ギャランティード・セイビングス契約）で、５，０００灯以上の実績がある者。

(4) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者及びその構成員となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４及び広島市契約規則（以下「規則」という。）第２条の規定に該当する者

イ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、本市競争入札指名停止等措置要領の措置要件に該当する者

ウ 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２８条第３項若しくは第５項の規定による営業停止の処分を受けている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号）第３条又は第４条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者

オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者

カ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号。以下「旧法」という。）第３０条第１項及び第２項の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第４１条第１項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申し立てをしなかった者又は更生手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。

キ 応募資格申請書に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ク 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、又は事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

ケ 最近１年間の法人税、事業税、地方税を滞納している者

(5) 地元業者の活用

応募者は、既設設備の撤去工事、ＥＳＣＯ設備の設置工事並びに維持管理において、可能な限り市内事業者を優先的に活用し、地域経済促進に資するよう配慮すること。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。また、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負う。

(4) 本市からの提出書類の取扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者の提案は1件を上限とする。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、他の応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りでない。

(8) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏又は不明確な表示等があり、かつ、本市が認めたときはこの限りではない。なお、提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

9 事業者選定の流れ

(1) 応募者の条件

本提案募集への応募者は「7 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

(2) 応募資格要件の確認及び提案要請

参加表明した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

(3) 最優秀提案及び優秀提案の選定

本市が設置する広島市公園照明灯LED化ESCO事業プロポーザル選定委員会（以下「プロポーザル選定委員会」という。）において、提案内容を審査し、最優秀提案者1者及び優秀提案者1者を選定する。

(4) 詳細協議及び事業計画書の作成

最優秀提案をした者は優先交渉権者となり、電気料削減等の詳細判断、維持管理計画書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件についての本市との詳細協議を進めるとともに、事業工程を示す事業計画書を作成するものとする。

詳細協議時において、令和5年度の修繕費用（公園照明灯に係る費用のみ）や直近の電気料金単価等を参考にベースラインを設定する。

(5) 事業者の選定

優先交渉権者は本市と協議を行い、協議が整えばE S C O契約を締結し、契約事業者となる。

優先交渉権者との協議が整わない場合は、優秀提案をした者と詳細協議を行う。なお、E S C O契約までの費用については優先交渉権者の負担とする。

(6) 事務局

本事業提案募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担当窓口：広島市都市整備局緑化推進部緑政課企画管理係

住 所：〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市役所6階

電 話：082-504-2390

F A X：082-504-2391

メールアドレス：park@city.hiroshima.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.hiroshima.lg.jp/>

10 事業全体スケジュール（予定）

(1) 本事業は、次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
1	募集要領の配布(市ホームページで公開)	令和6年12月12日～12月19日
2	募集要領に関する質問受付	令和6年12月12日～12月19日
3	質問の回答	令和6年12月26日
4	参加表明書及び資格確認書類の受付	令和7年1月6日～1月10日
5	応募者資格確認結果の通知	令和7年1月21日
6	提案書の受付	令和7年2月12日～令和7年2月21日
7	プレゼンテーション、選考、最優秀及び優秀提案の選定	令和7年3月下旬
8	優先交渉権者の決定・通知	令和7年3月下旬
9	協定書の締結	令和7年4月上旬
10	詳細協議、現地調査等	令和7年4月上旬～令和7年5月中旬
11	E S C O契約の締結	令和7年6月下旬
12	工事等の期間	令和7年7月上旬～令和9年3月下旬
13	E S C Oサービス期間	令和9年4月1日～令和19年3月31日

(2) 本提案募集の手続き

ア 募集要領の配布

募集要領は、本市のホームページにて公表する。

イ 募集要領に対する質問受付・質問回答

募集要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

① 質問の方法

質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。質問1件につき1枚提出（送信）する。なお、電子メール送信の際は、件名を「公園照明LED化ESCO事業質問書」と記載することとし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

② 受付期間

令和6年12月12日（木）から12月19日（木）午後3時まで（必着）

③ 質問の回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年12月26日（木）にホームページで公表することとし、口頭による個別対応は行わない。

なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

ウ 参加表明書及び資格確認書類の提出

応募者は、次により参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参する。

① 受付期間

令和7年1月6日（月）から1月10日（金）まで（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで）

② 受付場所

事務局（前記9.（6）のとおり）

③ 参加表明時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを2部（正1部、副1部）提出すること。

a 参加表明書（様式第2号）

グループで参加の場合は、事業役割を担う事業者が作成し提出すること。

b グループ構成表（様式第3号）

応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他の役割（分担名を記載すること））を明確にすること。構成員の間で交わされた合意書（覚書等）の内容を添付すること。

c 履行保証書（様式第4号）

事業役割を担う応募者に、経営等の状況が良好である関係会社（親会社等）がある場合、その関係会社による履行保証を明らかにする書類を提出することができる。

d 印鑑証明書

所管法務局発行の証明書の正本で、受付日前3か月以内に発行されたものとする。

e 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

f 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税及び法人市民税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

g 財務諸表

最新決算年度の貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、株主資本等変動計算書を綴じたものを提出すること。なお、写しでも可とする。

また、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の財務諸表も添付すること。

h 会社概要

A4判の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、以下の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

㊦ 設立年、代表者役職及び氏名、資本金、年間売上金額、営業所一覧、従業員数（様式第5号の1）

㊧ 企業状況表（様式第5号の2）

㊨ 有資格技術職員内訳表（様式第5号の3）

㊩ 各役割の責任者業務実績表（様式第5号の4）

㊪ その他、本事業について、関係会社（親会社等）が履行保証を行う場合は、その関係会社の会社概要も添付すること。なお、様式を指定しているものであっても、上記の内容を含む応募者のパンフレット等による代用も認めることとする。

i 特定建設業の許可証明書

施工役割を担う者のうち1社について、建設業法第3条第1項に規定する「特定建設業」、又はこれに類する許可証明書を提出すること。なお、写しでも可とする。

j E S C O関連事業実績一覧表（様式第6号）

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。

㊦ 事業件名：契約書上の正確な名称を記入すること。

㊧ 発注者：発注者名を記入すること。

㊨ 受注形態：単独又はグループの別を記入すること。

㊩ 契約金額：消費税相当額を含む金額の総額を記入すること。

㊪ 契約年月日：契約締結日を記入すること。

㊫ 契約期間：契約始期及び終期を記入すること。

㊬ 施設概要：施設の主な用途、構造・規模面積、改修工事完了年月日を記入すること。

㊭ 契約業務の概要：契約業務の概要等を記入すること。

k 各資格者免許証の写し

有資格技術職員のうち、各資格の有資格者 1 名分の資格者証（表裏）の写しを提出すること。

1 監理技術者有資格者証及び監理技術者講習修了証の写し

前記 10(2)ウ③ i で特定建設業の写しを提出した施工役割を担う者については、配置可能な監理技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（表・裏）の写しを提出すること。

m 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第 7 号の 1）及び役員等氏名一覧表（様式第 7 の 2）

エ 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果は、令和 7 年 1 月 21 日（火）に文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、あわせて提案要請書を郵送する。

オ 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、募集要領に基づき提案書を作成し、持参すること。

① 提出書類

提出書類一式を 10 部（正本 1 部、副本 9 部）提出すること。

② 受付期間

令和 7 年 2 月 12 日（水）から 2 月 21 日（金）まで（閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）

③ 受付場所

事務局（前記 9. (6)のとおり）

④ 参加を辞退する場合

参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は、提案書の受付の締切日の前日までに提案辞退届（様式第 8 号）を 1 部、事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。

11 配布資料

(1) 配布資料の内容

応募者に配布する資料は、次のとおりとする。

ア 公園照明灯機器一覧

イ 公園照明灯の修繕費（令和 5 年度実績）

(2) 配布要領

(1)の資料は、次の要領で配布する。

ア 配布方法

参加表明受付時に配布する。

イ 配布期間

令和7年1月6日（月）～1月10日（金）（閉庁時間を除く午前8時30分から午後5時15分まで）

ウ 配布場所

事務局（前記9.（6）のとおり）

12 提案書における提示条件

応募者は、次の条件に基づき、提案書を作成する。

- (1) ギランティード・セイビングス契約を実施できること。
- (2) E S C Oサービス開始までに省エネルギー改修を行い、事業費（E S C Oサービス料）が事業費限度額未満であること。
- (3) E S C O契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を保証することができること。
- (4) 本市の事業スケジュールに基づき、調査、工事等を遂行することができること（工事は、令和8年度までに遂行することとし、まずは各区維持管理課（中区・東区・南区・西区・安佐南区・安佐北区・安芸区・佐伯区の8区）が所管する公園（平和記念公園、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、中央公園、広島広域公園（以下「5公園」という。）を除いた全ての公園）から先行して工事を行うこと。）。)
- (5) 公園照明灯維持管理計画書を提出し、本市の承諾した維持管理計画に基づいて維持管理を行うこと。
- (6) E S C Oサービス期間中に本市が新設したL E D公園照明灯や、開発行為等により公園管理者以外のものが設置し、本市に移管されるL E D公園照明灯についても、データベースに反映し、契約終了まで維持管理を行うこと。
- (7) 「10 事業全体スケジュール（予定）」で示した工事期間内に事業者の責により工事が完了しない場合、公園照明灯L E D化工事が完了するまで、電気料金の差額を事業者が負担すること。
- (8) その他、この事項に定めるもののほか、本提案の募集等の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

13 提案提出書類・作成要領

(1) 事業提案時の提出書類

次の提出書類に表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを10部（正本1部、副本9部）提出すること。併せて、電子データについても、ウイルス対策を実施した上でCD-Rなどにより提出すること。

ア 提案書提出届（様式第9号）

イ 提案総括表（様式第10号の1～第10号の3）

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）

- エ 公園施設管理システムのデータベースの更新及び公園照明灯設備台帳作成に関する提案書（様式第 1 2 号）
- オ 使用機器提案書（様式第 1 3 号）
- カ 工事予算等経費計画書（様式第 1 4 号）
- キ 維持管理等提案書（様式第 1 5 号の 1～第 1 5 号の 2）
- ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第 1 6 号）
- ケ 計測・検証計画書（様式第 1 7 号）
- コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第 1 8 号）
- サ 契約終了後の対応（様式第 1 9 号）

(2) 作成要領

ア 一般事項

- ① 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は計量法によるものとし、全てを横書きとする。
- ② 各提案書類には、会社名、住所、氏名、ロゴマーク等、応募者を特定できる表示を一切付してはならない。
- ③ 提案書提出届（様式第 9 号）により提出書類の構成を示した上で、各提出書類を A 4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A 4 版以外の様式については、A 4 版サイズに折り込むこと。
- ④ CO₂排出に関する換算値
CO₂の排出に関する計算においては、次の換算値で行うこと。

CO ₂ 排出係数
0. 5 1 1 (k g - CO ₂ / kWh)

- ⑤ 電気料金について
公衆街路灯 A 契約及び定額電灯契約のものは、年間 4, 0 0 0 時間点灯することとして計算すること。それ以外の契約のものは、「公園照明灯機器一覧」に記載してある灯具、灯数及び点灯時間を基に計算すること。
公衆街路灯 A 契約及び定額電灯契約以外のものは、照明設備の負荷のみを総容量として基本料金を算定し、基本料金の削減算定額についても考慮し計算すること。
また、中国電力株式会社が公表している令和 6 年 1 2 月の電気料金単価と燃料費調整単価（政府が実施する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による特別措置を含まない）を基に電力量料金を算定し、再生可能エネルギー発電促進賦課金、需要家料金及び基本料金を含んだ金額で計算すること。

イ 提案総括表（様式第 1 0 号の 1～第 1 0 号の 3）

- ① 提案の概要（様式第 1 0 号の 1）
提案全体の概要を記載するとともに、創意工夫している点について記載すること。（A 4 版 3 枚以内（図表可））

② 改修提案項目一覧表（様式第10号の2）

省エネルギー改修の項目ごとに電気料金削減額、維持管理費削減額、エネルギー削減量、年間削減額、工事他投資額、単純回収率について記載すること。

③ 契約内容提案書（様式第10号の3）

削減予定額、削減保証額、ESCOサービス料等について記載すること。

ウ 現地調査及び電力契約の調査・照合に関する提案書（様式第11号）

既設公園照明灯の設置位置や灯具等の調査方法、電力契約の調査・照合方法について記載すること。（A4版3枚以内（図表可））

エ 公園施設管理システムのデータベースの更新及び公園照明灯設備台帳作成に関する提案書（様式第12号）

更新するデータベースの内容、公園照明灯設備台帳作成について記載すること。（A4版3枚以内（図表可））

オ 使用機器提案書（様式第13号）

使用する機器の図、当該機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、その他、灯具の仕様に基づいた内容、数値的根拠について記載すること。また、既設の自動点滅器、ケーブル等に関する対応方針及び、設置箇所に応じたLED照明灯の選定方法についても記載すること。（A4版5枚以内（図表可））なお、灯具等の仕様書は別添扱い可。

カ 工事予算等経費計画書（様式第14号）

初期投資に係る費用を記載の上、内訳を添付すること。

キ 維持管理等提案書（様式第15号の1～第15号の2）

① 維持管理計画書（様式第15号の1）

a 維持管理計画

ESCO設備の維持管理業務に関する計画内容を記載すること。また、既存LED公園照明灯の維持管理等についての提案、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で工夫している点や、加入する賠償保険の内容等について記載すること（A4版5枚以内（図表可））。加えて、修繕の月次実績報告の書式案を添付すること。

b 維持管理見積書

毎年要する費用とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

② 緊急時対応計画書（様式第15号の2）

提案の安全性や信頼性、また、事故・災害発生時等を含む緊急時の対応方法についての考え方を記載すること。（A4版3枚以内（図表可））

ク 工事の対応・廃棄計画書（様式第16号）

工事施工にあたり、工事完了年月日を示した上で、それを可能とする施工体制を具体的に記載するとともに、安全管理・工程管理などにおいて特に重要と判断する事項及び品質管理、ESCO設備の引き渡しに関する内容を記載すること。また、既存設備撤去後の処理方法を記載すること。（A4版5枚以内（図表可））

施工体制の記載にあたっては、都市整備局緑化推進部緑政課（５公園を所管・管理する部署）と、各区維持管理課（５公園を除く公園を所管・管理する部署）及び各指定管理者（有料公園等※を管理する者）の役割分担を示した上で施工体制を記載すること。なお、工事日程については、前記 12.（４）のとおり。

※ 有料公園等とは、広島市安佐動物公園、広島市植物公園、中央公園、広島広域公園、新牛田公園・牛田総合公園、竜王公園、草津公園、西部埋立第五公園、寺迫公園、可部運動公園、瀬野川公園、佐伯運動公園の公園を指す。

ケ 計測・検証計画書（様式第 17 号）

① エネルギー削減効果等の計測・検証方法

エネルギー削減量及び二酸化炭素削減量の適切な計測・検証方法を示すこと。

② 計測・検証費見積書

毎年要する経費とその算定根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

③ その他

計測・検証業務を行う上で、コスト削減及びサービス水準の向上等の視点で、工夫している点があれば記載すること。（Ａ４版 3 枚以内）

コ 市内工事業者等の活用に関する提案書（様式第 18 号）

本事業における市内工事業者等の活用について、具体的に記載すること。（Ａ４版 3 枚以内（図表可））

サ 契約終了後の対応（様式第 19 号）

契約期間終了後の対応、ＥＳＣＯ設備の取扱いについて記載すること。（Ａ４版 2 枚以内（図表可））

14 審査及び審査結果の通知

(1) 審査

本市が設置したプロポーザル選定委員会が、予定利益総額、灯具及び管理システム、維持管理、施工計画、施工体制、環境・安全性への配慮、機器や省エネ保証などの観点から総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者及び優秀提案 1 者を選定する。なお、審査においては、次の事項を重視する。

ア 本市の予定利益総額が大きく、期待するサービス及び品質を満たした上で、ＥＳＣＯ契約どおりに電気料金が削減できず、削減保証額に届かなかった場合、その分を保証することができること。

イ ＥＳＣＯ設備の維持管理等についての費用負担や市民等からの通報（ＴＥＬ、ＦＡＸ、メール、ＬＩＮＥ等）に対する本市等（緑政課・各区維持管理課・指定管理者の 3 者）ごとの連絡体制等について適切な対応が見込まれること。

ウ ＬＥＤ化改修や電力契約の変更等が、事業全体スケジュール（予定）のとおり完了することが十分に見込まれ、さらに、各区維持管理課（中区・東区・南区・西区・安佐南区・安佐

北区・安芸区・佐伯区の８区）が所管する公園（５公園を除いた全ての公園）の改修と５公園の改修が、明瞭かつ適当な工事計画となっていること。

エ 本市等（緑政課・区維持管理課・指定管理者の３者）各々の役割分担を明記した具体性のある提案となっており、また照明灯のＬＥＤ化改修工事の際の施工体制について、計画に見合ったものとなっており、さらに公園利用者や近隣住民に配慮したものであるなど、柔軟な対応ができる提案となっていること。

オ 工事期間中について、本市等（緑政課・区維持管理課・指定管理者の３者）と事業者における業務分担、費用負担が明確で適正なものであり、さらに市民からの連絡体制を明記した具体性のある提案となっていること。

カ 独自の工夫が提案され、また事業の履行に関して、事業者、本市等（緑政課・区維持管理課・指定管理者の３者）の役割分担が明快で分かりやすい提案となっており、かつ確実な履行が見込まれるものとなっていること。

※ＥＳＣＯ契約締結に当たっては、詳細協議時に設定したベースラインを基本として設定する。

(2) 審査の流れ

ＥＳＣＯ提案の審査については、次の要領で行う。

ア 応募者多数の際は、提案書の提出を要請した全ての応募者からの提案書を審査し、その中から上位５件以内を選定する場合がある。

イ 応募者は、提案書類をもとに３０分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、プロポーザル選定委員による質疑応答を１５分程度行う。

ウ プレゼンテーションの出席者は５名以内とする。

エ プレゼンテーションは令和７年３月下旬を予定している。日時、場所等の詳細については応募者に別に通知する。

オ 応募者からの提案書及びプレゼンテーションをもとに提案内容を審査する。

カ 審査の結果、プロポーザル選定委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、次点を優秀提案者とし、次点交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された本市の予定利益総額が大きい応募者を優先交渉権者とする。

キ プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配布することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。

プロジェクター及びスクリーン（ケーブル等附属品含む）は本市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

(3) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、令和７年３月下旬に応募者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには一切応じない。

イ 審査結果に対する異議を申し立てることはできず、質問は一切受け付けない。

ウ 最優秀提案者及び優秀提案者を本市のホームページで公表する。

(4) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 提案期限を過ぎて提案書が提出された場合
- イ 提案書に虚偽の記載があった場合
- ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- エ 本募集要領に違反すると認められる場合
- オ 提案書の事業費が限度額を超えている場合

15 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ア 事業者は、募集要領、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- イ 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、本市と事業者の両方で誠意をもって協議することとする。

(2) 本契約期間中の本市と事業者の関わり

事業者は事業者の責により本事業を遂行し、本市は本契約に定められた方法により事業実施状況について確認を行う。

(3) 本市と事業者との責任分担

ア 基本的な考え

本提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者が負担する。ただし、天災や経済状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合は、別途協議を行うものとする。

イ 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は原則として次項の「表：予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

ウ 事業の継続が困難となった場合における措置

本契約が締結される前に事業継続が困難になった場合には、次の措置を講ずるものとする。なお、本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、本事業に関わる契約書において定めるものとする。

- ① 維持管理等提案書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、事業者は本市に対してそれまでに要した費用を請求できないものとする。
- ② 本市の指示により事業が中止された場合は、事業者は、提案書で提示した金額を上限に、本市と協議の上合意した金額を請求できるものとする。

表：予想されるリスクと責任分担

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			本市	事業者
事業全般	提案の誤り	本事業の提案が達成できない場合		○
	第三者賠償	調査・工事による騒音・振動等による場合		○
	安全性の確保	工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	工事・維持管理における環境の保全		○
	制度の変更	法令・許認可・税制の変更	協議	
	保険	維持管理期間の故障等リスクを保証する保険		○
	事業の中止・延期	市の指示	○	
		周辺住民等の反対による事業の中止・延期	協議	
		事業者の事業放棄、破綻によるもの		○
		市の事業放棄、破綻によるもの	○	
計画・設計段階	不可抗力	天災などによる設計変更・中止・延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	協議	
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
工事段階	第三者賠償	工事における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災などによる設計変更、中止、延期（詳細は契約書による。）	協議	
	物価	急激なインフレ・デフレ	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保		○
	設計変更	市の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延・未完工	市の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工によるサービス開始の遅延		○
	工事費増大	市の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、判断によるもの		○
	性能	要求仕様不適合		○
	一般的改善	工事目的物などに関して生じた損害		○
		工事に起因し公園照明灯に生じた損害		○

リスクの種類		リスク内容	負担者	
			本市	事業者
支払関連	支払遅延・不能	支払の遅延・不能によるもの（事業者の責によるもの以外）	○	
		省エネ保証にかかる省エネ保証行為の不履行		○
	瑕疵担保	隠れた瑕疵等の担保責任※	○	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	
		事業者が必要と考える計画変更		○
	維持管理費の上昇	計画変更以外の要因による維持管理費用の増大	協議	
	E S C O設備の損傷	市の故意・過失又は市有施設等に起因するE S C O設備の損傷	○	
		事業者の故意・過失に起因するE S C O設備の損傷		○
	E S C O設備以外（市有施設等）の損傷	事業者の故意・過失又は、E S C O設備に起因する市有施設等の損傷		○
		不可抗力以外のその他の原因による市有施設等の損傷	協議	
	瑕疵担保	E S C O設備に関する隠れた瑕疵の担保責任		○
	不可抗力	天災などの不可抗力による公園照明灯の損傷	協議	
	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	エネルギー消費量	機器の使用状況・稼働率等の変動や運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	協議	
効果検証	E S C O設備の不良	E S C O設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価	電気料金単価の変動	○	
	ベースラインの調整	機器の使用状況・稼働率の変動や運転管理方法の変更	○	
		天候が大きく変動し、当初の機器仕様の動作温度を超えE S C O設備が所定の性能を達成しない場合	○	
保障関連	性能	上記以外の変動要因の場合	協議	
		要求仕様不適合（施工不良を含む。）		○
		仕様不適合による公園照明灯への損害、業務への障害		○

※E S C O事業遂行に当たって障害となる、事業範囲外の不具合

(1) 契約の手順

(2) 契約の時期

(3) 契約の概要

なお、令和7年4月上旬を目途として、本要領の詳細協議に関連する事項（「維持管理計画書」の作成及び契約に向けた本市と事業者との協議等）について、協定書を締結する予定である。

(4) 契約保証金

17 LED公園照明灯の灯具仕様共通事項

(1) 一般事項

①「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（最新版・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
②「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（ ” ）
③「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」（ ” ）
④「広島市電気設備工事標準図」（以下、「市標準図」という。）（最新版・広島市都市整備局監修）

ウ LED化工事後も、既存の公園照明灯と同等以上の性能を確保すること。ただし、現在の状況によって新規に提案することを妨げない。

オ 景観や近隣の住環境等において特に配慮すべき事由等がある場合は、ＬＥＤ灯具の仕様等について別途本市と協議の上決定すること。

(2) LED灯具性能・構造

20

- イ 製品に型式、ロットナンバーが明記され、製品の管理がされていること。
- ウ 利用者に不快感（グレア、フリッカー等によるもの）を与えにくい製品であること。

18 LED公園外灯の灯具仕様

(1) 一般事項

- ア 市標準図の公園灯「CPA-5A」及び「CPA-7A」に準拠した灯具を使用すること。
ただし、既設公園照明灯が当該外形図と異なる場合は、本市と協議の上決定すること。
- イ 照明器具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電氣的及び光学的にその照明機能を保持できるものとする。

(2) LED灯具性能・構造

- ア 独立柱などに設置されている公園照明灯と置き換えて設置できること。
- イ 定格寿命は、60,000時間以上とすること。なお、これにより難しい場合は、本市と協議の上、決定すること。
- ウ LED灯具の本体色は既存の公園照明灯と近似する色とすること。ただし、特に配慮すべき事由等がある場合は、本市と協議の上、決定すること。
- エ 光害対策の対応ができるものとする。

19 LED施設照明（便所・建物）の灯具仕様

(1) 一般事項

- ア ランプ交換等の既設照明器具の部分的なLED化ではなく、照明器具の設備ごと更新すること。
- イ 既設照明器具に防雨・防湿・防塵機能が備わっている場合は、同等以上の機能を有する器具を設置すること。

(2) LED灯具性能・構造

- ア 定格寿命は、40,000時間以上とすること。
- イ 光害対策の対応ができるものとする。

20 LED屋外スポーツ照明の灯具仕様

(1) 一般事項

- ア 市標準図のグラウンド照明「CGP」に準拠した灯具を使用すること。ただし、既設屋外スポーツ照明が当該外形図と異なる場合は、本市と協議の上決定すること。
- イ LED化工事後、既存屋外スポーツ照明と同等以上の性能であることを照度計算等により確認すること。
- ウ 照明器具は、堅牢で防水性、耐食性を有し、保守点検が容易なもので、機械的、電氣的及び光学的にその照明機能を保持できるものとする。
- エ 投光器は、塵埃が侵入しにくく、「JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級IPコード」に規定するIP65と同等以上のものとする。

オ 落下防止ワイヤー又はチェーンを取り付けること。

カ 電源ユニットは器具内蔵、外付けのいずれも対応可能な製品とすること。

キ 設置後でも眩しさや漏れ光の抑制対応が出来るよう、フードやルーバーを後付けできるものとする。

(2) LED灯具性能・構造

ア 定格寿命は、40,000時間以上とし寿命までの光束維持率は80%以上とすること。

イ サージ電圧に対する保護回路を有しているか、又は対策が施されていること。

ウ 施設敷地外の周辺環境への漏れ光を制御したものであること。

エ 高所設置に長期間耐えられる重耐塩仕様であること。

21 工事に関する仕様

- (1) 工事に当たっては、「電気設備工事監理指針」（最新版・一般社団法人公共建築協会）の基準等に準拠すること。

なお、この基準等に記述のない施工を行う場合は、機能的に同等程度であることを説明する資料を作成し、本市の担当者と協議し、本市の承諾を得ること。

- (2) 契約後、工事計画を速やかに作成し、本市と事前に調整を図ること。
- (3) 工事を行うにあたっては、市内工事業者を優先的に活用すること。
- (4) 取り外した灯具等の取扱い（廃棄物処理・分別・再利用）については、関係法令を遵守するとともに、本市が取扱方法を指定した場合は、それに従うこと。
- (5) 工事に係る瑕疵については、契約に基づき、事業者の責任とすること。
- (6) 現地調査及び工事施工については、安全管理を徹底し、事故の防止に万全を期すこと。

22 工事計画

工事計画は、次の事項の基準で実施すること。なお、具体的な工事計画については工事着手前に本市と協議すること。

(1) 工事の優先順位

ア 既設の公園照明灯で不点灯等の故障が発生した箇所

イ その他、本市が優先と判断した箇所

(2) 工事方法

設置するESCO設備については本市の指定する方法・仕様等及び工事計画を遵守すること。